［号を削る。］

二　［略］

（法人課税課の所掌事務）

第五百二十八条　法人課税課は、第四百七十二条第一号から第六号までに掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［号を削る。］

［号を削る。］

（間税課の所掌事務）

第五百二十九条　間税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～四　略］

五　酒税の賦課に関する法令の適用に関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るものを除く。）。

六　［略］

七　第三号、第四号及び前号に掲げる事務に係るたばこ税等並びに酒税の賦課に関する不服申立てに関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るものを除く。）。

［八～十四　略］

（資料調査課の所掌事務）

第五百三十条　資料調査課は、次に掲げる事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［略］

二　所得税、法人税、地方法人税、相続税等及び消費税の課税標準の調査並びにこれらの国税に関する検査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの並びに第四百六十九条第二号、第四百七十条第一項第二号、第四百七十二条第二号及び前号に掲げるものを除く。）で、当該調査及び検査を受ける者の所得の金額、事業の規模及び態様又は取得した財産の価額その他の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた事項に係る調査及び検査に関すること。

三　［略］

［号を削る。］

四　前三号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

五　［略］

六　［略］

三　相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の賦課に関する不服申立てに関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るものを除く。）。

四　［同上］

（法人課税課の所掌事務）

第五百二十八条　法人課税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　第四百七十二条第一号から第六号までに掲げる事務

二　法人税及び地方法人税並びに所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税の賦課に関する法令の適用に関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るものを除く。）。

三　法人税等の賦課に関する不服申立てに関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るものを除く。）。

（間税課の所掌事務）

第五百二十九条　間税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～四　同上］

五　消費税、たばこ税等及び酒税の賦課に関する法令の適用に関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るものを除く。）。

六　［同上］

七　たばこ税等及び酒税の賦課に関する不服申立てに関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るものを除く。）。

［八～十四　同上］

（資料調査課の所掌事務）

第五百三十条　資料調査課は、次に掲げる事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［同上］

二　所得税、法人税、地方法人税、相続税等及び消費税の課税標準の調査並びにこれらの国税に関する検査（令第九十四条の規定に基づく財務省令で別に定めるもの並びに第四百六十九条第二号、第四百七十条第一項第二号、第四百七十二条第二号及び前号に掲げるものを除く。）で、当該調査及び検査を受ける者の所得の金額、事業の規模及び態様又は取得した財産の価額その他の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた事項に係る調査及び検査に関すること。

三　［同上］

四　所得税、法人税、地方法人税、相続税等、消費税及び印紙税の賦課に関する法令の適用に関する事務のうち前三号に掲げるものに関すること。

五　第一号から第三号までに掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

六　［同上］

七　［同上］